**福祉法改正案審議開始　社福法人へ厳しい声相次ぐ　塩崎大臣「地域貢献公表義務に」（2015年7月10日　シルバー新報）**

　社会福祉法人改革を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する改正案」の衆議院での趣旨説明が3日に行われ、国会審議がスタートした。今国会で成立する見通しだ。一部を除く施行は2017年4月1日。

* ◇　◇　◇　◇

　改正法案は社会福祉法人改革と人材確保の二本柱だ。社会福祉法人改革では、内部留保をため込みすぎている、非課税に価する事業を行っていないなどの批判を受け、先行している公益法人改革以上に公益性を高める内容だ。

　主な内容は、①議決機関としての評議会の位置づけ、②透明性の向上、③財務規律の強化、④無料又は低額な事業を行う責務の規定など。

　財務規律の強化は、法改正の発端となった「内部留保」を明確にするねらいがある。8日に始まった衆議院厚生労働委員会の審議では、この点に質問が集中した。

　社福の資産を大規模改修の費用など「事業継続に必要な資産」と「再投下財産」に分けることが最大のポイントとなっている。厚生労働省はこれまで「必要な財産」について①事業に活用する土地・建物等②建て替え・修繕資金③運転資金④国庫補助などの積立金――の4点が考えられると説明してきた。だが、法案では明確化せず、省令で規定することになっている。

　「この線引きが法案の性質を表す重要なポイントとなる。少なくともその4点は明記すべきだ。でないと解釈が曖昧になりなし崩しになりかねない」（維新の党・井坂信彦議員）

　「施設の改修、建て替え費用のほか、重度の障害者を多く抱える事業所など事業所の規模や内容によって必要額の実情は異なる。きちんと反映した計算式ができるのか」（共産党・堀内照文議員）

　これに対し厚労省は「法施行までに、運営実態を反映した基準を作る。専門家にも確認してもらい、十分議論したい」（鈴木俊彦社会・援護局長）と、慎重にルールづくりに取り組む考えを強調した。

　現行の法律ではそもそも内部留保の定義がないことが問題であり、国民に説明責任を果たすのが今回の法改正の目的と説明した。

　また、介護報酬のマイナス改定で経営状況の厳しさが増す中、公益事業の義務化が法人への負担を強いることになると懸念する声も。

　「利益率が平均8％あるからと、処遇改善を除いて介護報酬は4.28％も引き下げたが、全ての法人がそんなに高い利益を出しているわけではない。まともな積み立てもままならない法人は少なくない。事業継続に必要な財産すら確保できない法人への手立てが必要」（井坂議員）

　「万一、人件費を抑えてまで再投下財産に回すことがあってはならない」（民主党・西村智奈美議員）

　公益事業は社福の「責務」として法案に位置付けるため、「再投下できる財産がなければ、地域の居場所づくりや福祉に関する情報提供など、費用が生じない地域の取り組みを課して実績の公表を求める」（塩崎恭久厚労大臣）と、全ての法人に実施を求めるとした。

　「必要な財産がないとなれば、それは経営そのものに問題があると考えられ、福祉医療機構の経営相談や貸付など別の支援の問題だ」（鈴木社会・援護局長）

　このほか、国全体の財政が厳しい中で、余裕財産があるのであればまず、処遇改善に使い、その場合は介護報酬の介護職員処遇改善加算の算定は対象外とすべきではないか――などの意見があった。